

令和 8 年 第 1 回 定 例 会 土 木 建 築 委 員 会 資 料

1 合 議 案 件

第 1 9 号 議 案	大 分 県 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	2
-------------	---	---

2 付 託 案 件

第 1 号 議 案	令 和 8 年 度 大 分 県 一 般 会 計 予 算 (本 委 員 会 関 係 部 分)	3
第 9 号 議 案	令 和 8 年 度 大 分 県 臨 海 工 業 地 帯 建 設 事 業 特 別 会 計 予 算	2 5
第 1 0 号 議 案	令 和 8 年 度 大 分 県 港 湾 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計 予 算	2 5
第 3 7 号 議 案	令 和 8 年 度 に お け る 土 木 事 業 に 要 す る 経 費 の 市 町 村 負 担 に つ い て	3 0
第 3 8 号 議 案	工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て (一 般 県 道 古 江 丸 市 尾 線 日 野 浦 ト ン ネ ル 工 事)	3 1
第 3 9 号 議 案	大 分 県 特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 施 行 条 例 の 制 定 に つ い て	3 3
第 4 0 号 議 案	大 分 県 リ バ ー パ ー ク 犬 飼 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	3 4
第 4 1 号 議 案	河 川 の 流 水 占 用 料 等 の 徴 収 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	3 5
第 4 2 号 議 案	海 岸 の 占 用 料 等 及 び 海 底 の 土 地 の 使 用 料 等 の 徴 収 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	3 6
第 4 3 号 議 案	大 分 県 港 湾 施 設 管 理 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	3 7
第 4 4 号 議 案	港 湾 区 域 等 に お け る 占 用 料 及 び 土 砂 採 取 料 の 徴 収 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	3 8
第 4 6 号 議 案	大 分 県 砂 防 設 備 使 用 料 等 徴 収 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	3 9
第 4 5 号 議 案	工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て (大 分 港 大 在 地 区 コ ン テ ナ ク レ ー ン 2 号 機 更 新 工 事)	4 0
第 4 7 号 議 案	工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て (都 市 計 画 道 路 庄 の 原 佐 野 線 P 1 橋 脚 ・ P 2 橋 脚)	4 1

3 付 託 外 案 件

陳 情 1 9	宇 佐 市 院 内 町 御 沓 字 寺 ノ 迫 の 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 の 工 事 に つ い て	4 3
---------	---	-----

3 諸 般 の 報 告

① 大 分 県 海 岸 保 全 基 本 計 画 の 改 定 に つ い て	4 5
② 大 分 県 耐 震 改 修 促 進 計 画 の 策 定 に つ い て	4 6
③ 大 分 県 賃 貸 住 宅 供 給 促 進 計 画 の 策 定 に つ い て	4 7

令 和 8 年 3 月 1 8 日
土 木 建 築 部

第19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について（土木建築部関係分）【土木建築企画課】

1 改正の背景

- ・使用料及び手数料は特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきもの（受益者負担の原則）
- ・昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施

2 検証の内容と結果

- ・施設の維持管理費や事務に要する経費について、人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算（国の標準令等に準拠するものを除く※）
※ 県立高校の授業料や入学金等を含む
→試算の結果、現行単価を上回るもののうち、九州各県で統一単価を設定している手数料 ※ を除いた、411件を増改定する。
※ 教育職員免許状関係
併せて、障がい者や母子・父子家庭の者などの福祉施設利用料は無料とするなど一定の配慮も行う。
- ・単価の伸び率(平均値) 使用料+6.7%、手数料+7.2% { 人件費+9.3% (R3→7)、消費者物価指数+6.9% (R3→6) }
※平均伸び率は人件費や物価、光熱水費の伸びと同等 { 光熱水費+5.5% (R3→6) }
- ・施行日 令和8年4月1日（県HPや施設窓口にて、県民向けに周知を実施中）

3 主な改正内容(土木建築部関係)

※改定する使用料・手数料：全73項目

影響額（土木建築部関係分） 8,594千円

代表的な施設等		代表的な使用料・手数料		単位	単価（円）		改定額 （円）	改定率	影響額 （千円）	備考
					改定前	改定後				
使用料	大分スポーツ公園	総合競技場		時間	30,200	32,600	2,400	7.9%	451	
		サッカー・ラグビー場		時間	3,150	3,550	400	12.7%	167	維持管理費の増（芝管理費用の増+15%）
	大洲総合運動公園	硬式野球場使用料		時間	2,250	2,650	400	17.8%	612	維持管理費の増（芝管理費用の増+23%）
		軟式野球場使用料		時間	630	740	110	17.5%	103	
	ハーモニーパーク	駐車場使用料		回	500	600	100	20.0%	3,021	ハーモニアント 第1・2駐車場と併せて改定
手数料	屋外広告物関係事務	許可申請 手数料	広告旗又は立て看板等	枚	260	270	10	3.8%	-	
			広告幕	枚	480	500	20	4.2%	-	
	宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務	宅地造成等工事許可申請手数料 （盛土・切土面積1,000㎡～2,000㎡）		件	44,000	45,000	1,000	2.3%	21	

令和8年度当初予算説明資料（土木建築部）

1 歳出予算

（単位：千円，％）

区分	款 別		R8年度 当初予算額 (県全体)	内 訳		R7年度 当初予算額 (土木建築部) (B)	伸び率 (A)-(B) /(B)
				土木建築部(A)	他 部 局		
一般 会 計	総 務 費		34,823,111	135,695	34,687,416	164,097	▲ 17.3
	農 林 水 産 業 費		50,265,140	185,000	50,080,140	185,000	0.0
	商 工 費		67,285,564	3,819	67,281,745	18,666	▲ 79.5
	土 木 費		88,337,641	83,485,142	4,852,499	83,060,840	0.5
	災 害 復 旧 費		24,451,096	13,716,575	10,734,521	17,065,151	▲ 19.6
	そ の 他		464,895,448	415,460	464,479,988	415,460	0.0
	計		730,058,000	97,941,691	632,116,309	100,909,214	▲ 2.9
	内 訳	公 共 事 業	97,393,133	66,779,411	30,613,722	69,498,677	▲ 3.9
		一般公共	63,030,455	43,930,701	19,099,754	43,356,093	1.3
		災害関連	3,197,983	2,748,636	449,347	2,824,300	▲ 2.7
		直轄負担金	5,469,460	4,774,880	694,580	4,774,880	0.0
		住宅	1,756,156	1,756,156	0	1,555,081	12.9
		災害復旧	23,939,079	13,569,038	10,370,041	16,988,323	▲ 20.1
		非公共事業	632,664,867	31,162,280	601,502,587	31,410,537	▲ 0.8
特別 会 計	大 分 県 公 債 管 理 特 別 会 計		121,039,790	415,460	120,624,330	415,460	0.0
	臨 海 工 業 地 帯 建 設 事 業 特 別 会 計		209,549	209,549	-	823,502	▲ 74.6
	港 湾 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計		4,853,947	4,853,947	-	5,116,113	▲ 5.1

* 一般会計で土木建築部の県全体に占める割合 13.4%

2 債務負担行為

（単位：千円）

会 計 別	件 数	限 度 額
一般会計	42	35,250,216
港湾施設整備 事業特別会計	1	500,000

債務負担行為一覧

1 一般会計

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
1	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額 1,000,000千円並びにその利子及び遅延利息
2	公共事業総合支援システム開発業務委託料	R8～R10	415,014
3	国道212号道路改良事業	R8～R10	5,995,000
4	国道217号道路改良事業（平岩松崎工区）	R8～R11	2,200,000
5	国道388号道路改良事業	R8～R9	300,000
6	県道三重新殿線道路改良事業	R8～R9	200,000
7	県道中津高田線道路改良事業（江須賀金屋工区）	R8～R10	1,168,000
8	県道中津高田線道路改良事業（角木工区）	R8～R9	430,000
9	（公）道路改良事業	R8～R9	4,905,000
10	（単）道路施設補修事業	R8～R9	300,000
11	（公）交通安全事業	R8～R9	900,000
12	（公）道路防災事業	R8～R9	650,000
13	（公）道路施設補修事業	R8～R9	3,100,000
14	（単）道路改良事業	R8～R9	1,300,000
15	道路関係受託事業	R8～R9	150,000
16	（単）橋梁整備事業	R8～R9	60,000
17	（単）河川海岸改良事業	R8～R9	390,000
18	（公）広域河川改修事業	R8～R9	2,000,000
19	（公）障害防止対策事業	R8～R9	242,314
20	（公）治水ダム建設事業	R8～R9	540,000

2 港湾施設整備事業特別会計

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
1	港湾機能施設整備事業	R8～R9	500,000

(単位：千円)

事 項		期 間	限 度 額
21	河川関係受託事業	R8～R9	40,000
22	（公）海岸環境整備事業	R8～R9	100,000
23	（公）津波危機管理対策緊急事業（河川課）	R8～R9	50,000
24	土木施設災害復旧事業	R8～R9	1,100,000
25	（公）津波危機管理対策緊急事業（港湾課）	R8～R9	40,000
26	（公）重要港湾改修事業	R8～R9	550,000
27	（公）地方港湾改修事業	R8～R9	400,000
28	（公）港湾改修統合事業	R8～R9	200,000
29	（単）砂防改修事業	R8～R9	90,000
30	（単）急傾斜地崩壊対策事業	R8～R9	70,000
31	（単）砂防施設再生事業	R8～R9	60,000
32	（公）通常砂防事業	R8～R9	950,000
33	（公）火山砂防事業	R8～R9	300,000
34	（公）地すべり対策事業	R8～R9	85,000
35	（公）急傾斜地崩壊対策事業	R8～R9	430,000
36	（公）砂防施設緊急改築事業	R8～R9	200,000
37	都市計画区域マスタープラン改訂業務委託料	R8～R9	20,000
38	（単）街路改良事業	R8～R9	200,000
39	（公）街路改良事業	R8～R9	2,400,000
40	国際園芸博覧会出展業務委託料	R8～R9	5,000
41	（公）県営都市公園長寿命化等対策事業	R8～R10	2,308,500
42	生活排水処理施設整備費補助	R8～R20	406,388

令和 8 年度土木建築部予算概要 抜粋版

(款) 土木費		(項) 土木管理費			(単位 千円)	目	建設業指導監督費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
建設産業女性人材確保・活躍 推進事業費	16,985	7,557		9,428	(0) 16,985	◎ 建設産業における女性人材の確保・定着や活躍を推進するため、高校生等への魅力発信を強化するとともに、女性が働き続けられる環境整備や人材育成に取り組む。 ・高校、大学での出前講座の開催 2,062 ・ロールモデル紹介パンフレット等の作成 1,936 ・人事・労務担当者向けセミナーの開催 1,139 ・スキルアップセミナー、B u i l d y 交流会の開催 4,701 ・成果発表会の開催 5,277 ・建設ディレクターの資格取得に対する補助 1,650 ・報償費、旅費、印刷消耗費等 220	
建設産業構造改善・人材育成 支援事業費	16,800			16,800	(16,800) 16,800	◎ 建設産業における人材確保や生産性向上を図るため、建設労働者の就労環境改善の支援や各種メディアを活用した魅力発信を行う。 ・高校生等向け合同企業説明会 2,500 ・高校生向け建設現場等の体験学習会 3,691 ・建設労働者に対するU I J ターンの促進 226 ・若手技術者の資格取得に対する補助 1,730 ・就労環境改善及び改善内容の情報発信に対する補助 5,000 ・企業合併等に対する補助 500 ・メディア等を活用した建設産業の魅力発信 2,000 ・旅費、印刷消耗費 1,153	

(款) 土木費		(項) 土木管理費			(単位 千円)	目	土木総務費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
情報システム運営事業費	3,930			3,930	(3,730) 3,730	◎ 河川・道路監視用カメラの映像を閲覧・配信するための防災映像システム等に要する経費。 ・機器賃借料 3,811 ・通信運搬費 119	
公共事業情報システム開発事業費	195,585	8,847	諸収入 29,402 県債 131,000	26,336	(24,734) 35,050	◎ 行政業務の適正化を図るため、入札参加資格申請共同受付システムの開発や公共事業総合支援システムの再開発を行う。 ⑨・県内市町村と共同利用する入札参加申請共同受付システムの開発 ⑨・公共事業総合支援システムの再開発	
建設産業DX加速化事業費	39,286	18,930		20,356	(0) 39,289	◎ 建設産業の更なる生産性向上を図るため、ICT建機等の導入に取り組む建設業者を支援するとともに、ICT活用人材の育成等に取り組む。 ・ICT建機、ICT機器の導入支援に要する経費 30,000 ・建設DX人材の育成に要する経費 9,286	
共生のまち整備事業費	80,000		県債 72,000	8,000	(8,000) 80,000	◎ すべての県民が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置または管理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。	
地域の安心基盤づくりサポート事業費	82,000			82,000	(82,000) 82,000	◎ 生活環境の保全、地域の活動能力の維持向上を図るため、河川、砂防、港湾施設などを対象に、倒木や流木等の除去や施設の補修などを行うとともに、住民の地域活動支援のため、作業環境の整備や資機材貸与等を実施する。	

(款) 土木費		(項) 土木管理費			(単位 千円)	目	土木総務費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他の	一般財源			
給与費	686,005	3,600	使用料及手数料 141,507 諸収入 23,151	517,747	(531,029) 694,760	◎ 職員 83人	
土木事務所運営費	196,381	7,414	財産収入 821 諸収入 916	187,230	(180,868) 182,529	◎ 土木事務所会計年度任用職員の報酬及び庁舎の維持管理等運営に要する経費。	
被災地復興支援事業費	2,450		諸収入 2,450		(0) 2,217	◎ 豪雨災害等からの復旧業務を支援するため、土木建築部技術職員等の現地派遣を実施する。	
公共用地先行取得事業費	1,000,000		諸収入 1,000,000		(0) 1,000,000	◎ 公共事業を円滑に推進するため、公共用地を先行取得する際の大分県土地開発公社への貸付を実施する。	
用地取得対策費	1,556		使用料及手数料 158	1,398	(1,398) 1,556	◎ 用地取得事務等に要する経費。	
収用委員報酬	3,382			3,382	(3,262) 3,262	◎ 収用委員7人の報酬に要する経費。	
収用委員会費	2,514		諸収入 2,000	514	(409) 2,409	◎ 収用委員会の運営に要する経費。 ・土地収用関係鑑定手数料等 2,196 ・費用弁償 301 ・九州各県収用委員会連絡協議会負担金 17	
企画調整検査費	21,518		諸収入 21,207	311	(311) 22,136	◎ 公共事業の入札業務に用いる大分県共同利用型電子入札システムの運用等に要する経費。	

(款) 土木費		(項) 道路橋梁費			(単位 千円)	目	道路新設改良費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	1,356,894			1,356,894	(1,310,304) 1,310,304	◎ (事務費支弁給与費 42人分 338,463) ◎ 職員 170人	
(公) 道路改良事業費	15,032,984	9,080,748	県債 5,357,000	595,236	(630,065) 15,032,309	◎ 高規格道路を整備するとともに、その他の国県道の線形不良・幅員狭小箇所等の改良を実施する。 ・【補助事業】 8,508,849 日田山国道路、耶馬溪山国道路など15箇所 ・【交付金事業】 6,524,135 国道197号、三重新殿線、竹田五ヶ瀬線、中津高田線など42箇所	
(公) 国直轄道路事業負担金	3,029,810		県債 2,726,000	303,810	(303,810) 3,029,810	◎ 国土交通省が直轄管理する一般国道等の改築事業及び交通安全事業等の負担金。 ・改築事業 1,974,232 ・交通安全事業(Ⅰ種) 353,000 ・交通安全事業(Ⅱ種) 427,000 ・電線共同溝事業 275,578	
目 計	19,419,688	9,080,748	県債 8,083,000	2,255,940	(2,244,179) 19,372,423		

(款) 土木費		(項) 道路橋梁費			(単位 千円)	目	道路維持費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
給与費	1,083,530			1,083,530	(1,031,995) 1,031,995	◎ (事業費支弁給与費 56人分 448,720) ◎ 職員 135人	
道路維持修繕費	2,866,137	181,384	使用料及手数料 12,476	2,672,277	(2,428,439) 2,617,648	◎ 道路の清掃・草刈りや街路樹の管理並びに道路パトロールや応急的な維持補修などに要する経費。 ・道路環境整備費 2,746,299 ・維持諸費 119,838	
(単) 交通安全事業費	503,200		寄附金 400 県債 314,000	188,800	(188,800) 503,200	◎ 利用者の安全を確保するため、防護柵や道路標識、道路照明などの交通安全施設の新設及び維持補修を実施する。 ・第二種事業費 98,800 ・交通安全維持費 314,000 ・弱者事故対策事業費 90,400	
(単) 道路防災事業費	924,500		県債 921,000	3,500	(3,500) 924,500	◎ 道路ネットワークの保全及び利用者の安全を確保するため、防災拠点等を結ぶ優先啓開ルートや孤立集落発生のおそれがある道路における法面の崩壊・落石対策を実施する。	
(単) 身近な道改善事業費	800,000		県債 720,000	80,000	(80,000) 800,000	◎ 住民の生活に密着した道路の利便性・安全性を低コストかつ短期間で向上させるため、路肩の拡幅や簡易歩道整備等の小規模な改良や通学路安全対策を実施する。	
(単) 側溝整備事業費	91,615		県債 89,000	2,615	(2,615) 91,615	◎ 雨水の流出を防ぎ、道路構造物及び交通の安全性向上等を図るため、側溝の整備・改修を実施する。	

(款) 土木費		(項) 道路橋梁費			(単位 千円)	目	道路維持費
事業名	8年度	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
	当初予算額	国庫支出金	そ の 他	一般財源			
(単) 道路施設補修事業費	2,759,028		繰入金 15,000 県債 2,469,000	275,028	(275,028) 2,759,028	◎ 道路ネットワークの機能及び通行の安全性の確保を図るため、老朽化した橋梁の補修及び舗装の補修を行うとともに、優先啓開ルート上にある橋梁の耐震化を計画的に実施する。 ・舗装補修事業費 1,769,721 ・橋梁補修・耐震化事業費 989,307	
(公) 交通安全事業費	2,349,242	1,231,212	県債 1,006,000	112,030	(112,030) 2,335,382	◎ 児童や高齢者等が安心して歩行できる道路空間の創出や、災害に強い道路機能を確認するため、歩道の設置や無電柱化を実施する。 ・歩道及び自転車歩行者道の設置 1,750,320 長良木立線など25箇所 ・無電柱化 598,922 国道500号など3箇所	
(公) 道路防災事業費	1,706,412	904,810	県債 721,000	80,602	(71,602) 1,506,412	◎ 道路ネットワーク機能及び利用者の安全を確保するため、防災拠点等を結ぶ優先啓開ルートや孤立集落発生のおそれがある道路における法面の崩壊・落石対策を重点的に実施する。 ・法面の崩壊・落石対策など道路防災施設の整備 国道442号など43箇所	

(款) 土木費		(項) 河川海岸費			(単位 千円)	目	河川改良費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	368,957		諸収入 4,082	364,875	(348,258) 352,530	◎ (事業費支弁給与費 22人分 177,140) ◎ 職員 46人	
(単) 河川海岸改良事業費	2,425,000		県債 2,401,000	24,000	(24,000) 925,000	◎ 県管理河川の治水能力を確保するため、国庫補助事業の対象とならない護岸等の局部的な改修や維持・修繕工事を実施する。 熊崎川、大野川 など47河川	
(単) 緊急河床掘削事業費	1,000,000		県債 1,000,000		(0) 800,000	◎ 河川周辺住民の安全を確保するため、浸水被害の発生した箇所等の河床掘削を実施する。 朝来野川、門前川 など37河川	
(公) 広域河川改修事業費	3,957,191	1,904,895	県債 1,847,000	205,296	(195,296) 3,757,191	◎ 河川の流下能力を向上させるため、令和2年7月豪雨等により被災した河川において、河道掘削や堤防のかさ上げ等の河川改修を実施する。 玖珠川、野上川、山国川 など17河川	
(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	36,385	17,326	県債 17,000	2,059	(2,750) 68,250	◎ 河川水位や洪水時の映像など、よりわかりやすい避難情報を県民へ提供するため、洪水避難情報システムの改修を実施する。	
(公) 障害防止対策事業費	252,475	168,400		84,075	(84,075) 252,475	◎ 日出生台演習場の土地の荒廃に起因する土砂の流出、洪水の発生等に対処するため、河道整備を実施する。 大分川	
(公) 河川災害関連事業費	47,000	23,006	県債 22,000	1,994	(11,723) 218,300	◎ 再度の災害を防止するため、被災河川の河積拡大等の改良を災害復旧事業と一体的に実施する。	
(公) 治水ダム建設事業費	838,825	342,580	諸収入 7,430 県債 440,000	48,815	(47,037) 812,700	◎ 豪雨や台風などによる洪水被害を未然に防止し、下流域の安全性を向上させるため、安岐ダムの再整備を実施するとともに、既存ダムの老朽化対策を進める。	

(款) 災害復旧費		(項) 土木施設災害復旧費			(単位 千円)	目	土木災害復旧費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	98,537	21,000		77,537	(6,644) 27,828	◎ (事業費支弁給与費 5人分 37,768) ◎ 職員 12人	
(単) 災害復旧事業費	40,000		県債 40,000		(0) 40,000	◎ 公共事業として採択されない、1箇所120万円未満の小規模な災害復旧に要する経費。	
(公) 災害復旧事業費	7,604,038	5,006,034	県債 2,548,000	50,004	(170,844) 11,023,323	◎ 被災した道路、河川などの公共土木施設の原形復旧に要する経費。 ・過年災害復旧費 1,384,038 ・現年災害復旧費 6,220,000	
市町村指導監督事務費	9,000	9,000			(0) 9,000	◎ 市町村が施行する災害復旧事業の指導監督に要する経費。	
土木関係災害時緊急対応事業費	5,685,000		県債 5,429,000	256,000	(256,000) 5,685,000	◎ 台風や豪雨災害等の大規模災害時に機動的に対応するため、土木施設の緊急的な復旧に要する経費を予め確保する。	
目 計	13,436,575	5,036,034	県債 8,017,000	383,541	(433,488) 16,785,151		

(款) 土木費		(項) 港湾費			(単位 千円)	目	港湾建設費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	163,754		繰入金 26,000	137,754	(122,193) 151,793	◎ (事業費支弁給与費 11人分 85,356) ◎ 職員 20人	
(単) 港湾改良事業費	226,011		使用料及手数料 43,511 繰入金 2,500 県債 162,000	18,000	(18,000) 223,511	◎ 港湾施設の機能向上や長寿命化を図るため、大分港など4港において、国庫補助事業の要件を満たさない港湾施設の改良等を実施する。	
(公) 重要港湾改修事業費	648,073	283,055	分担金及負担金 76,963 県債 259,000	29,055	(28,215) 648,215	◎ 人の流れ・物の流れを活性化させ、本県経済の発展を促進するため、大分港など4港の重要港湾において、岸壁、臨港道路等の整備を実施する。	
(公) 地方港湾改修事業費	916,125	351,150	分担金及負担金 152,687 県債 371,000	41,288	(46,985) 1,022,700	◎ 各港湾の特性を活かした地域産業の振興を促進するため、臼杵港など4港の地方港湾において、岸壁、防波堤等の整備を実施する。	
(公) 港湾改修統合事業費	869,400	278,000	分担金及負担金 140,000 県債 406,000	45,400	(45,700) 875,700	◎ 岸壁、防波堤等の既存施設の機能維持及び利便性の向上を図るため、佐伯港など6港において、維持補修、局部改良を実施する。	
(公) 国直轄港湾事業負担金	304,325		分担金及負担金 93,792 県債 189,000	21,533	(21,533) 304,325	◎ 国土交通省が直轄事業として実施する別府港など3港の岸壁、防波堤等の整備に対する負担金。	
目 計	3,127,688	912,205	分担金及負担金 463,442 使用料及手数料 43,511 繰入金 28,500 県債 1,387,000	293,030	(282,626) 3,226,244		

(款) 土木費		(項) 河川海岸費			(単位 千円)	目	海岸保全費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	73,008			73,008	(70,206) 70,206	◎ (事業費支弁給与費 1人分 6,652) ◎ 職員 9人	
(公) 侵食対策事業費	77,700	37,000	分担金及負担金 5,180 県債 31,000	4,520	(3,600) 73,500	◎ 津波・高潮、波浪等による海岸の侵食を防ぎ、国土保全及び災害の防除を図るため、 国東港海岸の海岸保全施設の整備を実施する。	
(公) 津波危機管理対策緊急 事業費	126,331	60,396	分担金及負担金 7,755 県債 48,000	10,180	(5,640) 123,900	◎ 津波・高潮対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能を確保するため、守 江港海岸など3海岸において、海岸保全施設の整備等を実施する。	
(公) 国直轄海岸事業負担金	300,300		県債 270,000	30,300	(30,300) 300,300	◎ 国土交通省が直轄事業として実施する大分港海岸の護岸改良整備に対する負担金。	
目 計	577,339	97,396	分担金及負担金 12,935 県債 349,000	118,008	(109,746) 567,906		

(款) 土木費		(項) 河川海岸費			(単位 千円)	目	砂防費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	298,576			298,576	(282,914) 282,914	◎ (事業費支弁給与費 22人分 175,994) ◎ 職員 37人	
砂防維持管理費	5,450		使用料及手数料 386	5,064	(5,064) 5,450	◎ 既存の砂防施設において、修繕が必要となった箇所の機能回復にかかる工事等に要する経費。	
砂防・地すべり監視事業費	30,516	300		30,216	(23,516) 23,516	◎ 砂防情報基盤システム及び地すべり監視装置の保守点検を実施する。	
砂防調査費	81,921			81,921	(81,921) 81,921	◎ 国庫補助事業新規箇所及び砂防災害関連事業予定箇所の事前調査、測量等を実施する。	
土砂災害情報周知啓発推進事業費	19,000	1,500		17,500	(17,500) 19,000	◎ 土砂災害のおそれのある砂防指定地等の情報をインターネットで公開する整備を進めるとともに、土砂災害の危険性等を発信する啓発活動を実施する。 ◎ 市町村が行う土砂災害ハザードマップの作成に要する経費に対し助成する。	
(単) 砂防改修事業費	552,000		県債 552,000		(0) 152,000	◎ 公共事業として採択されない箇所で、緊急性が高い砂防指定地の砂防えん堤工、護岸工等を実施する。	
(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	1,700,000		分担金及負担金 231,390 県債 1,442,000	26,610	(26,151) 800,000	◎ 豪雨によるがけ崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、国庫補助事業の対象とならない急傾斜地の擁壁工や法面対策工を実施する。 ・県営事業 1,520,000 ◎ 市町村が行う保全対象5戸未満の区域の崩壊対策事業に対し助成する。 ・市町村事業 180,000	
(単) 砂防施設再生事業費	153,300		分担金及負担金 3,000 県債 147,000	3,300	(3,354) 53,300	◎ 公共事業として採択されない箇所で、老朽化した既存の砂防施設の土砂災害防止機能を確保するため、改築・補強等を実施する。	

(款) 土木費		(項) 河川海岸費			(単位 千円)	目	砂防費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
(公) 通常砂防事業費	1,508,073	717,538	県債 712,000	78,535	(73,638) 1,401,390	◎ 土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、土石流等のおそれのある花合野川など 6 8 溪流において、砂防えん堤の整備等を実施する。	
(公) 火山砂防事業費	819,213	425,950	県債 353,000	40,263	(39,711) 810,411	◎ 火山性の地質が広がる地域における土砂災害から住民の命と暮らしを守るため、土石 流等のおそれのある専道川など3 1 溪流において、砂防えん堤の整備等を実施する。	
(公) 特定緊急砂防事業費	87,150	41,500	県債 41,000	4,650	(3,250) 57,750	◎ 風水害、震災等により、土砂災害の発生した露木川など2 溪流において、再度災害を 防止するため、緊急砂防事業と一体的に砂防えん堤工等を実施する。	
(公) 地すべり対策事業費	173,371	82,137	県債 83,000	8,234	(15,132) 305,132	◎ 畑倉地区など5 地区の地すべり地区において、杭工、ボーリング工等を重点的に実施 する。	
(公) 急傾斜地崩壊対策事業 費	1,435,700	618,561	分担金及負担金 139,735 県債 610,000	67,404	(59,755) 1,235,700	◎ 豪雨によるがけ崩れ等から住民の命と暮らしを守るため、西大内山地区など8 5 地区 において、急傾斜地の擁壁工や法面対策工を実施する。	
(公) 砂防施設緊急改築事業 費	690,900	312,950	分担金及負担金 32,100 県債 310,000	35,850	(35,800) 690,900	◎ 砂防施設の土砂災害防止機能を確保するため、波木合川など6 8 箇所において、老朽 化した既存施設の改築・修繕等を実施する。	
(公) 砂防災害関連事業費	103,557	49,637	県債 48,000	5,920	(12,200) 232,000	◎ 再度の災害を防止するため、被災溪流の河積拡大等の改良を災害復旧事業と一体的に 実施する。 花合野川	
(公) 緊急砂防事業費	1,698,000	1,125,100	県債 515,000	57,900	(57,900) 1,698,000	◎ 風水害・震災・火山活動等により、土石流の発生した溪流において、緊急的に砂防工 事を実施する。	

(款) 総務費		(項) 企画費			(単位 千円)	目	土地対策費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
土地利用規制等対策費	9,076		使用料及手数料 86	8,990	(6,288) 6,387	◎ 国土利用計画法に基づき実施する、土地利用基本計画の管理や土地取引の届出審査等に要する経費。	
地価調査事業費	23,493			23,493	(23,493) 23,493	◎ 国土利用計画法に基づき実施する、全市町村に設定した基準地における標準的な地価の判定、公表等に要する経費。 ・地価調査委託料 22,865 ・職員旅費、印刷消耗費等 628	
盛土災害防止調査費	13,400	6,700		6,700	(6,700) 10,000	◎ 盛土等による災害から住民の生命・財産を守るため、規制区域の見直しや既存盛土等の把握に必要な基礎調査に要する経費。 ・基礎調査（規制区域の見直しの検討・既存盛土等調査） 13,400	
盛土規制関係事務費	12,169		使用料及手数料 1,098	11,071	(0) 17,722	◎ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく申請の審査・現地確認及びシステム運用等に要する経費。 ・高度技術等審査委託料 4,260 ・システム委託料 2,608 ・会計年度任用職員報酬、職員手当、共済費等 5,301	
目 計	58,138	6,700	使用料及手数料 1,184	50,254	(36,481) 57,602		

(款) 土木費		(項) 都市計画費			(単位 千円)	目	街路事業費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	140,254			140,254	(127,621) 127,621	◎ (事業費支弁給与費 13人分 101,453) ◎ 職員 17人	
街路維持修繕費	3,371			3,371	(3,371) 3,371	◎ 事業区間及び取得済用地の維持補修に要する経費。	
(単) 街路改良事業費	332,270		分担金及負担金 101,447 県債 194,000	36,823	(36,823) 332,270	◎ 駅前高市線など都市計画道路7路線の整備に要する経費。	
(公) 街路改良事業費	4,263,073	2,308,536	分担金及負担金 798,411 県債 1,040,000	116,126	(116,126) 4,246,237	◎ 市内中心部の慢性的な交通渋滞の改善や、安全な歩行空間等の確保を目的とした、庄の原佐野線など都市計画道路7路線の整備に要する経費。	
目 計	4,738,968	2,308,536	分担金及負担金 899,858 県債 1,234,000	296,574	(283,941) 4,709,499		

(款) 土木費		(項) 都市計画費			(単位 千円)	目	都市環境整備費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	62,817			62,817	(60,899) 60,899	◎ (事業費支弁給与費 1人分 8,974) ◎ 職員8人	
公園維持管理費	168,179	6,108	使用料及手数料 107,491 諸収入 30,289	24,291	(72,353) 143,086	◎ 大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理運営等に要する経費。	
大分スポーツ公園等管理運営 事業費	581,843	123,496	使用料及手数料 94,715 繰入金 50,686 諸収入 99,942	213,004	(228,603) 567,968	◎ 大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理運営等に要する経費。	
県営都市公園施設整備事業費	34,232		諸収入 5,366	28,866	(30,866) 35,366	◎ 大分スポーツ公園及び大洲総合運動公園等都市公園の維持補修に要する経費。 ・大洲総合運動公園 樹木剪定 3,366 ・ハーモニーパーク 排水処理施設装置更新 ほか 12,500 ・高尾山自然公園 樹木剪定 3,366 ・大分スポーツ公園 芝補植工事 ほか 15,000	

(款) 土木費		(項) 都市計画費			(単位 千円)	目	都市環境整備費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
(公) 県営都市公園長寿命化 等対策事業費	261,750	124,643	諸収入 15,035 県債 109,000	13,072	(17,875) 261,750	◎ 大分スポーツ公園の広域防災拠点としての機能維持を図るため、老朽化した総合競技場等の改修を実施する。 ・大分スポーツ公園 195,600 ◎ 県営都市公園の施設の安全性確保や延命化を図るため、「公園施設長寿命化計画」に基づく老朽化した施設の更新等を実施する。 ・大洲総合運動公園など3公園 58,800 ◎ 生活行動の変化を受けて利用者ニーズが高まった広場や屋外施設の安心・安全対策として、誰もが快適に利用できる施設となるよう、周辺園路の整備等を実施する。 ・高尾山自然公園 7,350	
生活排水処理施設整備推進事業費	509,651			509,651	(509,332) 509,332	◎ きれいな水環境を創造し、次世代に引き継ぐため、生活排水処理施設の整備等を実施する市町に対し助成する。 ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に対する補助 329,464 ⑨ 合併処理浄化槽への転換工事費 ・生活排水処理施設の整備に対する補助 172,960 ◎ 大分県生活排水処理施設整備構想の策定に関する委託業務等 7,227	
きれいな水再生啓発事業費	932			932	(932) 932	◎ 「大分県生活排水対策基本方針」に基づき、水環境保全等の啓発活動を実施する。	
目 計	1,619,404	254,247	使用料及手数料 202,206 繰入金 50,686 諸収入 150,632 県債 109,000	852,633	(920,860) 1,579,333		

(款) 土木費		(項) 住宅費			(単位 千円)	目	住宅管理費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	31,773	2,394		29,379	(28,303) 30,697	◎ 職員 4人	
住宅耐震化総合支援事業費	152,808	11,079		141,729	(133,780) 141,072	◎ 木造住宅の耐震性向上等を図るため、耐震アドバイザーを派遣するとともに、耐震診断・耐震改修を支援する市町村に対し助成する。 ・木造住宅等に対する耐震アドバイザーの派遣 1 2 , 9 3 8 ・木造住宅耐震診断・改修費用の助成 1 1 1 , 9 1 5 ・マンション耐震診断費用の助成 1 , 5 0 0 ・耐震改修の低コスト工法の普及 7 , 7 7 8 ・危険性の高いブロック塀等の除去費用の助成 8 , 0 0 0 ・広報、啓発に要する費用 1 0 , 6 7 7	
子育て・高齢者世帯住環境整備事業費	52,617	9,052		43,565	(43,356) 43,356	◎ 子育て世帯の住環境の向上や三世代近居・同居の支援、高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修を支援する市町村に対し助成する。 ・子育て支援型 (特 補助限度額の引上げ、多子世帯加算の拡充) 2 6 , 5 0 0 ・三世代同居支援型 (特 多子世帯加算の拡充) 1 0 , 3 7 5 ・高齢者バリアフリー型 1 2 , 7 5 0 ・広報、啓発に要する経費 2 , 9 9 2	
地域木造住宅供給促進事業費	800	360		440	(440) 800	◎ 木造住宅の供給促進を図るための大分県木造住宅等推進協議会が行う情報提供事業等に対し補助する。	
住宅新築資金等貸付助成事業費	15,426	10,284		5,142	(5,142) 15,426	◎ 住宅新築資金等貸付の実施に伴い生じた市町村の財政負担を軽減するための貸付金回収経費等を助成する。	

(款) 土木費		(項) 住宅費			(単位 千円)	目	住宅管理費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
特定建築物等耐震対策促進事業費	64,469			64,469	(38,047) 38,047	◎ 耐震診断が義務付けられた5,000㎡以上の特定建築物の耐震化を促進するため、耐震改修等を支援する市町村に対し助成する。 ・市町村への助成 64,283 ・職員旅費 186	
居住支援体制構築事業費	9,710			9,710	(11,472) 11,472	◎ 高齢者や障がい者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいの確保や暮らしを支援することにより地域共生社会を実現するため、居住支援協議会の設立及び自走に向けた取組を支援する。 ・体制構築に向けたセミナーの企画運営 6,057 ・体制構築後の周知活動等への助成 3,000 ・県民向け周知啓発並びに関係団体との連携 653	
特 応急仮設住宅供給体制整備事業費	82,599	37,026		45,573	(0) 0	◎ 応急仮設住宅を迅速に供給できる体制を構築するため、建設候補地において応急仮設住宅の概略設計を実施するとともに市町村向けに建設候補地選定の手引きを作成する。	
新 住宅政策推進費	19,594	8,608		10,986	(0) 0	◎ 多様な住宅ニーズに応え、未来を育む住生活を実現するため、急速に進行する少子高齢化など社会情勢の変化を踏まえた住宅施策を再構築する。 ・大分県住生活基本計画の改訂、住宅ニーズ調査 19,594	
目 計	1,095,087	112,359	使用料及手数料 578,845 諸収入 3,271	400,612	(287,960) 918,078		

(款) 土木費		(項) 住宅費			(単位 千円)	目	住宅建設費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
給与費	13,303			13,303	(17,552) 17,552	◎ (事業費支弁給与費 7人分 60,210)	
						◎ 職員 2人	
(公) 県営住宅建設事業費	1,104,075	525,750	県債 578,000	325	(0) 903,000	◎ 利用者に低廉な家賃で良質な住宅を供給するため、狭小で設備が老朽化している住宅の建替等を行う。	
(公) 既設県営住宅改善事業費	652,081	310,515	県債 341,000	566	(566) 652,081	◎ 既設県営住宅において、居住環境の向上と活用を図るため、計画的な改善・更新を行う。	
						・子育て世帯向け住戸改善等	478,097
						・外壁屋上防水改修	55,335
						・高齢者向け住戸改善等	50,924
						・LED照明改修	67,725
目 計	1,769,459	836,265	県債 919,000	14,194	(18,118) 1,572,633		

(款) 土木費		(項) 土木管理費			(単位 千円)	目	営繕費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
県有建築物防災対策推進事業費	187,986	32,691	繰入金 4,666 諸収入 33,629 県債 117,000		(0) 748,968	◎ 地震時の天井脱落を防止するため、高さが6 mを超えかつ天井面積が2 0 0 m ² を超える県有施設の防災対策を実施する。 ・耐震化工事監理委託 3, 9 9 8 ・耐震化工事 1 8 3, 6 6 8 ・職員旅費、印刷消費費等 2 8 2 ・建築防災研修会負担金 3 8	
庁舎営繕費	115,562			115,562	(115,562) 115,562	◎ 大分県庁舎本館、新館及び別館の維持管理業務等に要する経費。 ・緊急対応工事費 1 2, 5 4 3 ・県庁舎本館、新館及び別館設備保守管理業務等委託料 8 6, 1 7 5 ・印刷消費費、修繕料、手数料等 1 6, 8 4 4	
営繕関係受託事業費	115,882		諸収入 115,882		(0) 119,200	◎ 企業局からの営繕関係受託事業に要する経費。 ・企業局長浜寮新築工事費 1 1 5, 4 2 6 ・職員旅費、印刷消費費等 4 5 6	
営繕管理費	4,862			4,862	(4,862) 4,862	◎ 営繕単価の更新等、営繕業務の管理に要する経費。 ・営繕積算システム整備管理運営委託料等 2, 5 5 3 ・職員旅費、印刷消費費等 2, 3 0 9	
目 計	424,292	32,691	繰入金 4,666 諸収入 149,511 県債 117,000	120,424	(129,854) 998,022		

令和8年度 土木建築部 予算

(2) 特別会計

(単位 千円)

区 分	予 算 額 (A)	左 の 財 源 内 訳										7年度 当初予算額 (B)	前 年 度 対 比	
		分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫支出金	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債			(A)-(B)	% (A)/(B)
公債管理特別会計	415,460						415,460					415,460		100.0
臨海工業地帯建設事業特別会計	209,549				91,221		118,228	100				823,502	△ -613,953	25.4
港湾施設整備事業特別会計	4,853,947		1,508,458		123,233		3,058		100,198	3,119,000		5,116,113	△ -262,166	94.9
計	5,478,956		1,508,458		214,454		536,746	100	100,198	3,119,000		6,355,075	△ -876,119	86.2

(款) 大分臨海工業地帯建設事業費		(項) 土地造成費			(単位 千円)	目	土地造成費
事業名	8年度	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
	当初予算額	国庫支出金	そ の 他	一般財源			
6号地事業費	23,550		財産収入 23,450 繰越金 100		(0) 3,601	◎ 6号地に係る維持管理等に要する経費。 ・ 整地工事費 3,000 ・ 測量設計等委託 20,000 ・ 職員旅費、印刷消耗費等 550	
公債費	185,999		財産収入 67,771 繰入金 118,228		(0) 819,901	◎ 起債元利償還金。	
目 計	209,549		財産収入 91,221 繰入金 118,228 繰越金 100		(0) 823,502		

(款) 港湾施設整備事業費		(項) 港湾施設整備事業費			(単位 千円)	目	港湾施設管理費
事業名	8年度	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
	当初予算額	国庫支出金	そ の 他	一般財源			
港湾施設管理費	412,244		使用料及手数料 189,011 財産収入 123,233 諸収入 100,000		(0) 552,384	◎ 上屋や野積場等、公営企業債で整備された港湾施設の管理に要する経費。 ・減債基金積立金 167,981 ・管理員報酬等 10,985 ・委託料、繰出金、光熱水費等 233,278	
東九州海上物流拠点推進事業費	29,375		使用料及手数料 29,375		(0) 0	◎ 大分港（大在地区）の活性化を図るため、定期航路の維持・増便や新規航路の就航に つなげる利用促進・集荷促進対策等に取り組む。 ・ポートセールス推進事業 3,015 ・利用・集荷促進対策事業 26,160 ・国際物流推進協議会負担金 200	
大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費	82,551		使用料及手数料 79,891 繰入金 2,660		(0) 79,246	◎ 大分港大在コンテナターミナルの管理運営に要する経費。 ・指定管理者管理運営委託料 58,814 ・計画修繕費 8,588 ・光熱水費、印刷消耗費 15,149	
別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費	14,699		使用料及手数料 14,103 繰入金 398 諸収入 198		(0) 11,827	◎ 別府港北浜ヨットハーバーの管理運営に要する経費。 ・指定管理者管理運営委託料 14,591 ・印刷消耗費、火災保険料 108	
港湾施設維持修繕事業費	118,454		使用料及手数料 118,454		(0) 118,454	◎ 上屋や野積場等、公営企業債で整備された港湾施設の維持修繕に要する経費。	

(款) 港湾施設整備事業費		(項) 港湾施設整備事業費			(単位 千円)	目	港湾施設管理費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他の	一般財源			
公債費	2,049,128		使用料及手数料 977,128 県債 1,072,000		(0) 766,455	◎ 起債元利償還金。	
目 計	2,706,451		使用料及手数料 1,407,962 財産収入 123,233 繰入金 3,058 諸収入 100,198 県債 1,072,000		(0) 1,528,366		

(款) 港湾施設整備事業費		(項) 港湾施設整備事業費			(単位 千円)	目	港湾施設建設費
事業名	8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
港湾機能施設整備事業費	2,147,496		使用料及手数料 100,496 県債 2,047,000		(0) 3,587,747	◎ 岸壁等港湾施設の機能を発揮するため、大分港など6港のふ頭用地の造成等を実施する。	
目 計	2,147,496		使用料及手数料 100,496 県債 2,047,000		(0) 3,587,747		

第37号議案

令和8年度における土木事業に要する経費の市町村負担について

土木建築部 土木建築企画課

1 提案内容

- 令和8年度における土木事業に要する経費の市町村負担割合を定める。
 (根拠法令)地方財政法第27条第2項、道路法第52条第2項、海岸法第28条第2項

2 令和8年度負担割合

下表のとおり (令和7年度から変更なし)

事業名	区分	負担割合	
		公共事業	単独事業
道路改良事業			工事費の3/20～1/5
海岸保全事業	高潮対策	工事費の1.4/20	
	侵食対策	工事費の1.4/20	
	統合補助	工事費の1.4/20	
海岸環境整備事業		工事費の1.4/20	
港湾改修事業	重要港湾	工事費の1.25/10	
	地方港湾	工事費の1/10～7.25/30	
	統合補助	工事費の1/10～1/5	
港湾環境整備事業	重要港湾	工事費の1.25/10	
	地方港湾	工事費の1.75/10	
重要港湾護岸整備事業		工事費の1.25/10	
急傾斜地崩壊対策事業	公共施設関連	工事費の1/20～1/10	工事費の1/20～1/5
	一般	工事費の1/10～1/5	
緊急急傾斜地崩壊対策事業	公共施設関連	工事費の1/40～1/10	
	一般	工事費の1/20～1/5	
街路改良事業		工事費の1/10～9/40	工事費の1/4～1/2

事業概要

- ◆事業箇所：佐伯市蒲江大字葛原浦～丸市尾浦
- ◆延長：L=1.58km
- ◆計画幅員：車道幅員 W=5.5m(全幅員W=9.75m)
- ◆事業期間：平成27年度～令和9年度
- ◆総事業費：C=33.8億円

位置図



現況状況



課題及び整備効果

●課題

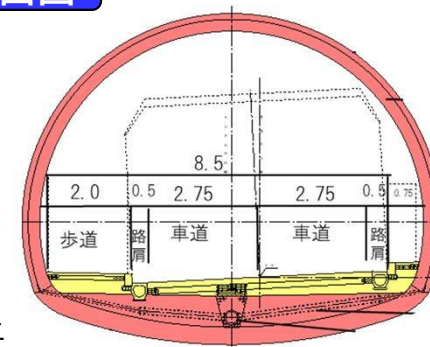
- ・線形不良、幅員狭小
- ・歩道未整備



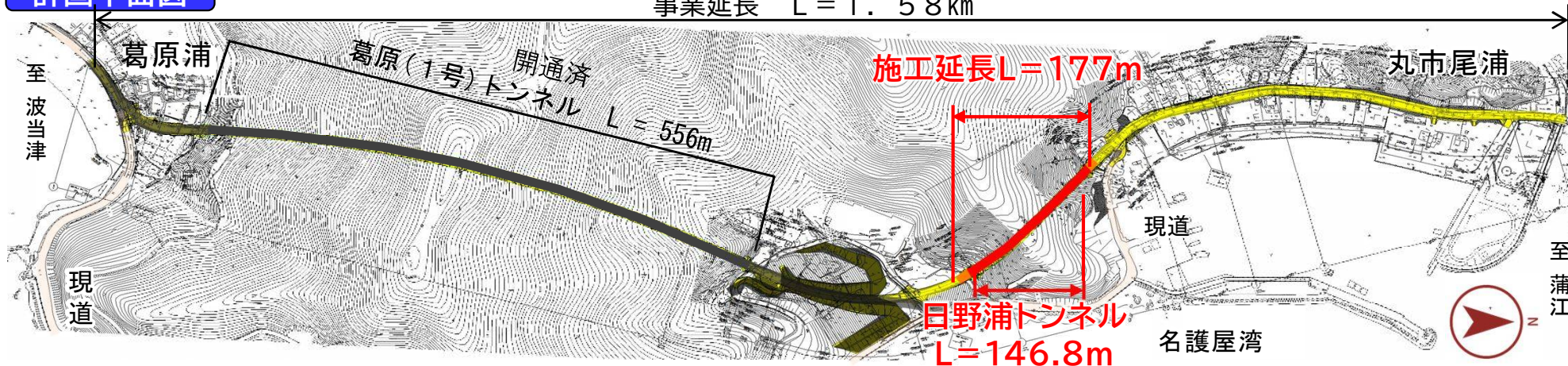
●整備効果（バイパス整備）

- ・線形不良、幅員狭小の解消
- ・歩道設置による安全性・走行性の向上
- ・越波や落石等の災害に強く安全な通行空間を確保

標準断面図



計画平面図



工事概要

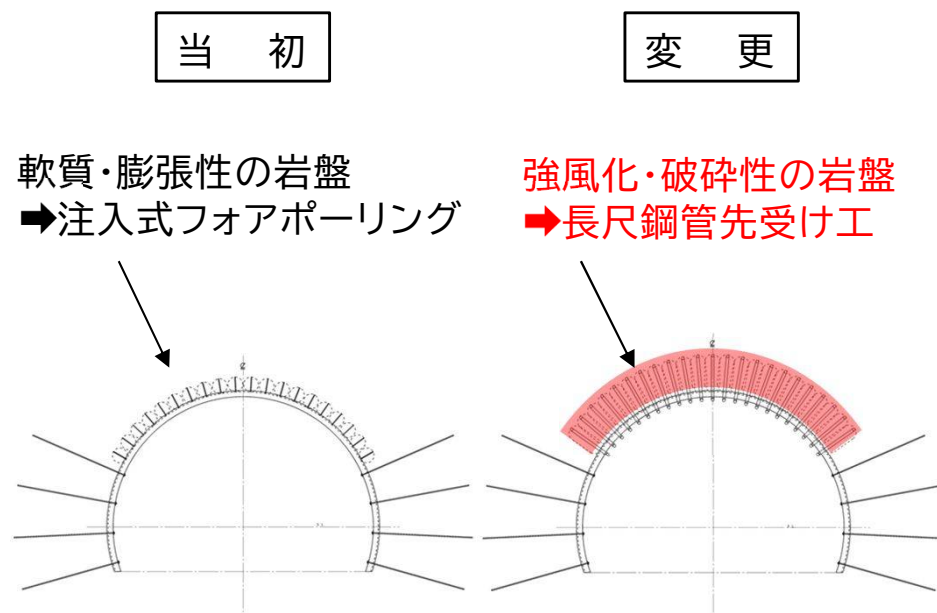
【道路建設課】

- ◆工事名：令和6年度 防安地改佐第2号 道路改良工事
- ◆工事場所：一般県道古江丸市尾線（葛原～丸市尾工区）
- ◆工事内容：施工延長 L=177.0m
(内トンネル延長 L=146.8m)
車道幅員 W=5.5m(全幅員 W=8.5m)
- ◆工期：令和7年3月28日～令和8年4月30日
- ◆受注者：平和・風戸特定建設工事共同企業体
(契約日：令和7年3月27日)
- ◆請負金額：(当初) 919,063,992円(税込)
(変更) 971,230,700円(税込)(増額:52,166,708円)

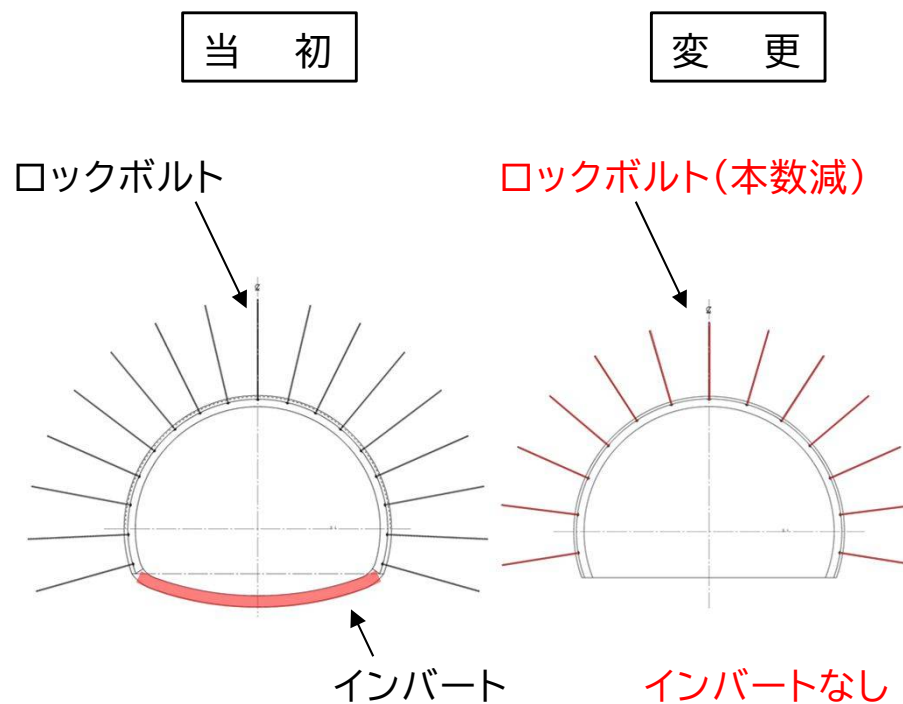
○工事実施状況 トンネル掘削完了、インバート工打設完了、覆工コンクリート打設中

○変更内容 約5千2百万円の増額

①地山特性に応じた補助工法の変更による増額 (+2千7百万円)



②インバート等の施工延長の縮減による減額 (-1千1百万円)



③インフレスライドによる増加 (+3千6百万円)

労務単価や資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレスライド条項を適用したことによる増額

第39号議案 大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について

【河川課】

1. 条例の制定

- ▶ 令和8年3月に、1級河川山国川が県内で初めて「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川に指定される予定（国指定）
- ▶ 指定に伴い、法令において条例で定めることが規定されている標識の設置基準（3種類）について、「大分県特定都市河川浸水被害対策法施行条例」を制定し規定する。

2. 山国川特定都市河川指定の背景

- ▶ 1級河川山国川は、平成24年、平成29年及び令和5年等、豪雨災害が繰り返し発生したことから、あらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」の取組を推進している
- ▶ 「流域治水」の取組をさらに効果的に推進するため、国、県、市が一体となり、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川への指定を目指す

近年の被害状況

発生日月	被害
H24.7.3	床上 93戸 床下89戸 浸水面積 80ha 死者1名
H24.7.14	床上 180戸 床下67戸 浸水面積 122ha
H29.7.5	床上 13戸 床下53戸 浸水面積 69ha
R5.7.10	床上 68戸 床下52戸 浸水面積 65ha 死者1名

氾濫状況



(指定要件)

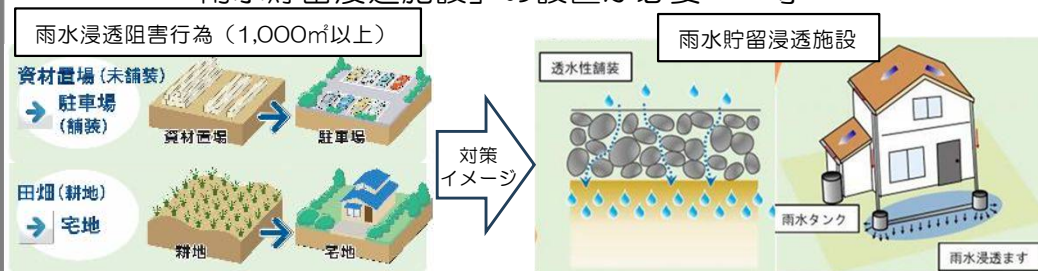
- ・都市部を流れる河川
- ・著しい浸水被害の発生
- ・大規模な河道掘削等が困難

(指定状況) ※R7.11現在

全国 48指定
九州 8指定

3. 法の概要

- (1) ハード対策の加速化
 - (2) 雨水流出の増加を抑制
- 雨水が地下への浸透を妨げる行為（雨水浸透阻害行為）は、「雨水貯留浸透施設」の設置が必要 等



4. 条例の概要

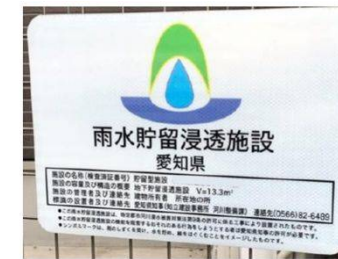
- ▶ 県知事は、施設や区域の指定時に標識を設置し、その標識に明示すべき内容は条例で定める旨、法令で規定（3種類）※指定手続き等は法令に規定

- ① 雨水貯留浸透施設の標識に明示すべき事項（条例第3条）
- ② 保全調整池の標識に明示すべき事項（条例第4条）
- ③ 貯留機能保全区域の標識に明示すべき事項（条例第5条）

※規定例：施設の名称、容量及び構造の概要、管理者 等

標識のイメージ

雨水貯留浸透施設	
この施設は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、浸水被害を防止するため、雨水浸透阻害行為の対策工事として設置された雨水貯留浸透施設です。	
名称	〇〇が丘調整池
許可番号	第〇〇号
構造の概要	縦〇m×横〇m×高さ〇m 〇m ³
雨水の流出抑制機能	〇〇が丘調整池（行為面積〇m ² ）による〇〇m ³ /sの流出削減率を抑制
許可を要する行為	法第18条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行うときは、県知事の許可が必要です。
	① この施設の全部又は一部の増設
	② この施設に付する建築物等の新築、改築、増築
	③ 敷内又は土砂の投棄、資材の放置等
	④ 調整池の埋込の掘削、埋込等の撤去等
	⑤ 流入又は流出の排水又は排水の受取等
施設の管理者	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
標識の設置者	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇



5. 施行日

公布の日

第 4 0 号議案 大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例の一部改正について

土木建築部部 河川課

1 条例の概要

- ・大分県リバーパーク犬飼の利用料金の範囲（上限と下限）を規定

2 改正の背景

- ・利用料金制の施設は、県が各施設の設置管理条例で利用料金の範囲（上限と下限）を設定し、指定管理者が条例の範囲内で県と協議の上、実際の利用料金を設定可能
- ・物価高騰下において、指定管理者が機動的に料金改定を行えるよう、**利用料金範囲の上限を引き上げ**（使用料（一斉検証）の平均改定率+6.7%と同率）

3 改正内容

区分			単位	利用料金の範囲		現行の料金
				改正前	改正後	
多目的グラウンド	グラウンド		1 面 1 時間	1, 000円～4, 000円	1, 000円～ <u>4, 300円</u>	平日：2, 510円 土日：3, 140円
	照明設備	全部点灯	1 時間	4, 000円～6, 000円	4, 000円～ <u>6, 450円</u>	天然芝保護のため 夜間利用無し
		二分の一点灯	1 時間	3, 200円～5, 200円	3, 200円～ <u>5, 550円</u>	天然芝保護のため 夜間利用無し
艇庫			1 艇 1 月	500円～1, 500円	500円～ <u>1, 650円</u>	550円
シャワー室			1 回	50円～150円	50円～ <u>160円</u>	100円

4 施行日

令和8年4月1日

第41号議案 河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正について

土木建築部 河川課

1 条例の概要

- ・河川法第三十二条第一項の規定に基づき、許可を受けて河川の流水等を占用する者や土石等の河川産出物を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を規定

2 改正の背景

- ・県ではこれまで適正な受益者負担の確保の観点から、サービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか、5年ごと（各年度、全体の5分の1ずつを対象）に点検し、改正の必要性を判断してきた。
- ・令和3～4年度に比べ、5年度以降に人件費や物価の伸びが急増したことに加え、令和7年10月から賃金スライド制度を導入するなど、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、**全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施**
(検証の内容)
施設の維持管理費や事務に要する経費について、前回の点検時から起算して人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算

3 改正内容

- ・検証の結果、現行単価を上回るものについて、以下表のとおり増改定したい（改定率+1.5%（地価の伸び））。

＜改正する主な項目＞

（単位：円）

区分	種別	単位	現行単価	改正単価	備考
占 用 料 水	精穀製粉用	1年1m ³ /s	27,800	28,200	
	製材用	1年1m ³ /s	27,800	28,200	
	工業用	1年1m ³ /s	2,090,000	2,121,000	
	漁業用その他	1年1m ³ /s	906,000	919,000	
土 地 占 用 料	電柱(支柱及び支線を含む)	1年1本	700	710	占用場所が市の区域
			570	580	占用場所が町村の区域
	鉄塔	1年1基	920	930	占用場所が市の区域
			780	790	占用場所が町村の区域
	係留場(貸ボート用)	1年1m ²	710	720	占用場所が市の区域
			540	550	占用場所が町村の区域
	広告塔(高さ3m未満)	1年1基	6,200	6,300	占用場所が市の区域
			4,600	4,650	占用場所が町村の区域
	広告塔(高さ3～5m)	1年1基	15,500	15,700	占用場所が市の区域
			11,600	11,800	占用場所が町村の区域
	広告塔(高さ5m以上)	1年1基	31,000	31,500	占用場所が市の区域
			31,000	31,500	占用場所が町村の区域

区分	種別	単位	現行単価	改正単価
土 石 採 取 料 及 び 採 取 料	砂利	1m ³	172	175
	切込砂利	1m ³	141	143
	砂	1m ³	131	133
	土砂	1m ³	120	122
	土	1m ³	120	122
	泥土	1m ³	82	83
	粘土	1m ³	147	149
	礫	1m ³	95	96
	栗石	1m ³	172	175
	玉石	1個	56	57
	転石(35～60cm)	1個	69	70
	転石(60～90cm)	1個	82	83
	転石(90cm以上)	1個	132	134
	萱雑草類	1束	39	40
	笹柴類	1束	50	51
	芝	1m ²	69	70

4 施行日

令和8年4月1日

※発電用水利使用料については、河川法施行令第18条第1項第3号により国土交通大臣が定める上限額を採用しているため、据え置きとする。

第42号議案 海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例の一部改正について

土木建築部 河川課

1 条例の概要

- ・海岸法第十一条の規定に基づき、許可を受けて海岸の土地を占用する者や、土石等を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を規定

2 改正の背景

- ・県ではこれまで適正な受益者負担の確保の観点から、サービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか、5年ごと（各年度、全体の5分の1ずつを対象）に点検し、改正の必要性を判断してきた。
- ・令和3～4年度に比べ、5年度以降に人件費や物価の伸びが急増したことに加え、令和7年10月から賃金スライド制度を導入するなど、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、**全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施**
(検証の内容)
施設の維持管理費や事務に要する経費について、前回の点検時から起算して人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算

3 改正内容

- ・検証の結果、現行単価を上回るものについて、以下表のとおり増改定したい（平均改定率+1.5%（地価の伸び））。
- ＜改正する主な項目＞

（単位：円）

区分	種別	単位	現行単価	改正単価	備考	区分	種別	単位	現行単価	改正単価
占用料及び使用料	電柱（支柱及び支線を含む）	1年1本	700	710	占用場所が市の区域	土石採取料及び採取料	砂利	1m ³	172	175
			570	580	占用場所が町村の区域		切込砂利	1m ³	141	143
	鉄塔	1年1基	920	930	占用場所が市の区域		砂	1m ³	131	133
			780	790	占用場所が町村の区域		土砂	1m ³	120	122
	係留場（貸ボート用）	1年1m ²	710	720	占用場所が市の区域		土	1m ³	120	122
			540	550	占用場所が町村の区域		泥土	1m ³	82	83
	広告塔（高さ3m未満）	1年1基	6,200	6,300	占用場所が市の区域		粘土	1m ³	147	149
			4,600	4,650	占用場所が町村の区域		礫	1m ³	95	96
	広告塔（高さ3～5m）	1年1基	15,500	15,700	占用場所が市の区域		栗石	1m ³	172	175
			11,600	11,800	占用場所が町村の区域		玉石	1個	56	57
	広告塔（高さ5m以上）	1年1基	31,000	31,500	占用場所が市の区域		転石（35～60cm）	1個	69	70
			31,000	31,500	占用場所が町村の区域		転石（60～90cm）	1個	82	83
							転石（90cm以上）	1個	132	134

4 施行日

令和8年4月1日

第43号議案 大分県港湾施設管理条例の一部改正について

土木建築部 港湾課

1 条例の概要

港湾法の規定に基づき港湾施設の使用等の許可事務及び許可を受けた者から徴収する使用料や占用料等を定めたもの

2 改正の背景・内容

(1) 使用料の見直しに伴う改正

＜改正の背景＞

- ・県ではこれまで適正な受益者負担の確保の観点から、サービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか、5年ごと（各年度、全体の5分の1ずつを対象）に点検し、改正の必要性を判断してきた。
- ・令和3～4年度に比べ、5年度以降に人件費や物価の伸びが急増したことに加え、令和7年10月から賃金スライド制度を導入するなど、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、**全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施**

（検証の内容）施設の維持管理費や事務に要する経費について、前回の点検時から起算して人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算

＜改正の内容＞

- ・検証の結果、現行単価を上回るものについて、以下表のとおり増改定したい。

①別府港北浜ヨットハーバーを除く港湾施設

（改定率+1.75%（維持管理費の伸び））

＜改正内容 一部抜粋＞

（単位：円）

区分	種 類				単位	改正前	改正後
使用料	岸壁、棧橋、物揚場（小型船舶用物揚場を除く。）	総トン数 50トン未満の 船舶	12時間以内のとき		1 隻 1 回	2 0 2	2 0 5
			12時間を超え24時間以内のとき			2 6 9	2 7 4
			24時間を超えると き	24時間部分		2 6 9	2 7 4
				超過12時間ごと		1 3 5	1 3 7

②別府港北浜ヨットハーバー

（改定率+23.4%（維持管理費の伸びに上下架作業に要する費用を上乗せ））

＜改正内容 一部抜粋＞

（単位：円）

区分	種 類			単位	改正前	改正後
使用料（ヨット及びモーターボートに関するもの）	別府港北浜ヨットハーバー	浮桟橋（一般使用の場合）	船長5m未満の船舶	1日 1隻	2,200	2,700
			船長5m以上6m未満の船舶		2,500	3,100
			船長6m以上7m未満の船舶		2,800	3,450

(2) 別府港駐車場の県管理に伴う改正

- ・別府港駐車場は指定管理者による管理運営を行ってきたが、別府港再編事業に伴い、R7年度末で委託契約を終了し、R8年度より県が直接管理することとする。
- ・当該施設は利用料金制を採用。利用料金制の施設では、県が条例で利用料金の範囲（上限と下限）で規定し、指定管理者が条例の範囲内で県と協議の上、利用料金を設定可能。
- ・管理方法の変更に伴い、現行条例で規定している利用料金の範囲を削除するとともに新たに使用料を設定する。
（改正内容）・条例第16条の2及び別表3を削除
・別表1に別府港駐車場の規定を追加

改正前

第16条の2 別府港駐車場の利用者は、その利用に係る料金を納めなければならない。

第2～4項（略）

（別表第3（一部抜粋））

区分	種 類		単位	金額	実際の料金
利用料金	別府港駐車場	月を単位とする利用	台/月	5,250円以上 8,350円以下	6,200円

改正後

第16条の2 削除

（別表第1（一部抜粋））追加

区分	種 類		単位	金額
駐車場	別府港駐車場	月極定期	台/月	6,300円

※使用料は実際の料金に維持管理費の伸び（+1.75%）を乗じた単価で設定
（別表第3）削除

3 施行日

令和8年4月1日

第44号議案 港湾区域等における占用料及び土砂採取料の徴収に関する条例の一部改正について

土木建築部 港湾課

1 条例の概要

- ・港湾法第37条第4項の規定に基づき、許可を受けて港湾区域等を占用する者や土砂等を採取する者から占用料等を徴収するために必要な事項を規定

2 改正の背景

- ・県ではこれまで適正な受益者負担の確保の観点から、サービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか、5年ごと（各年度、全体の5分の1ずつを対象）に点検し、改正の必要性を判断してきた。
- ・令和3～4年度に比べ、5年度以降に人件費や物価の伸びが急増したことに加え、令和7年10月から賃金スライド制度を導入するなど、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、**全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施**
(検証の内容)
施設の維持管理費や事務に要する経費について、前回の点検時から起算して人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算

3 改正内容

- ・検証の結果、現行単価を上回るものについて、以下表のとおり増改定したい（平均改定率+1.5%（地価の伸び））。

<改正する主な項目>

(別表第1)

名称	種別	単位	現行単価	改正単価	備考
占用料	電柱(支柱及び支線を含む)	1年1本	700	710	占用場所が市の区域
			570	580	占用場所が町村の区域
	鉄塔	1年1基	920	930	占用場所が市の区域
			780	790	占用場所が町村の区域
	係留場(貸ボート用)	1年1㎡	710	720	占用場所が市の区域
			540	550	占用場所が町村の区域
	広告塔(高さ3m未満)	1年1基	6,200	6,300	占用場所が市の区域
			4,600	4,650	占用場所が町村の区域
	広告塔(高さ3～5m)	1年1基	15,500	15,700	占用場所が市の区域
			11,600	11,800	占用場所が町村の区域
	広告塔(高さ5m以上)	1年1基	31,000	31,500	占用場所が市の区域
			31,000	31,500	占用場所が町村の区域

(別表第2)

(単位:円)

名称	種別	単位	現行単価	改正単価
土砂採取料	砂利	1㎡	172	175
	切込砂利	1㎡	141	143
	砂	1㎡	131	133
	土砂	1㎡	120	122
	土	1㎡	120	122
	泥土	1㎡	82	83
	粘土	1㎡	147	149
	礫	1㎡	95	96
	栗石	径8cm以上20cm未満 1㎡	172	175
	玉石	径20cm以上35cm未満 1個	56	57
	転石	径35cm以上60cm未満 1個	69	70
		径60cm以上90cm未満 1個	82	83
		径90cm以上 1個	132	134

4 施行日

令和8年4月1日

第46号議案 大分県砂防設備使用料等徴収条例に関する条例の一部改正について

土木建築部 砂防課

1 条例の概要

- ・砂防法第27条の規定に基づき、許可等により砂防設備の使用又は砂防設備である立木等の伐採若しくは芝等を採取する者から知事が徴収する使用料及び採取料を規定

2 改正の背景

- ・県ではこれまで適正な受益者負担の確保の観点から、サービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか、5年ごと（各年度、全体の5分の1ずつを対象）に点検し、改正の必要性を判断してきた。
- ・令和3～4年度に比べ、5年度以降に人件費や物価の伸びが急増したことに加え、令和7年10月から賃金スライド制度を導入するなど、サービス提供に必要な経費は増加傾向であることから、**全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施**
(検証の内容)
施設の維持管理費や事務に要する経費について、前回の点検時から起算して人件費や物価の上昇に伴う増加経費等を試算

3 改正内容

- ・検証の結果、現行単価を上回るものについて、以下表のとおり増改定したい（平均改定率+1.5%（地価の伸び））。

名称	種別	単位	現行単価	改正単価	増減額
使用料	発電及び工業用水用取水設備	1年1箇所	<u>10,400円</u>	<u>10,600円</u>	<u>200円</u>
	養魚場用水その他小規模動力用水用取水設備	1年1箇所	<u>3,600円</u>	<u>3,650円</u>	<u>50円</u>
	電柱及び支柱	1年1本	<u>700円</u>	<u>710円</u>	<u>10円</u>
	鉄塔	1年1基	<u>920円</u>	<u>930円</u>	<u>10円</u>
採取料	萱及び雑草類	1束	<u>39円</u>	<u>40円</u>	<u>1円</u>
	笹、柴類	1束	<u>50円</u>	<u>51円</u>	<u>1円</u>
	芝	1㎡	<u>69円</u>	<u>70円</u>	<u>1円</u>

4 施行日

令和8年4月1日

第45号議案 工事請負契約の変更について(大分港大在地区コンテナクレーン2号機更新工事)【港湾課】

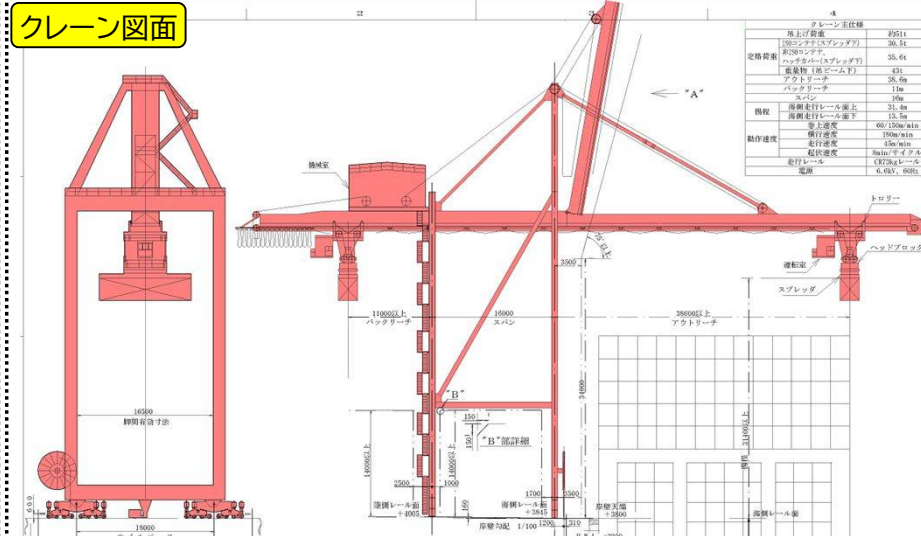
位置図(大分港 大在地区)



現地写真



クレーン図面



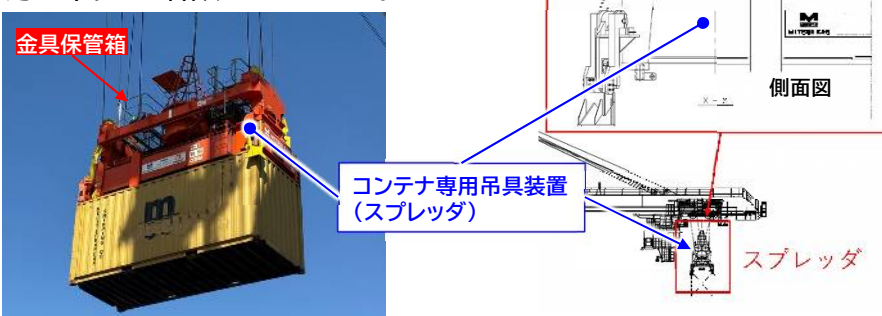
工事概要

○事業期間:令和3年度～令和8年度 ○総事業費:C=30億円

- ◆ 工 事 名 : 令和6年度 港起債大第3-2号 コンテナクレーン更新工事
- ◆ 工 事 場 所 : 大分港大在地区 大分市大字大在
- ◆ 工 事 内 容 : コンテナクレーン製作・据付工 1基 (2号機)
- ◆ 工 期 : 令和7年3月28日～令和9年3月15日
(当初) (変更)
- ◆ 金 額 : 契約額 1,448,150,000円 1,453,903,000円
増額 5,753,000円
- ◆ 債務負担行為 : (R6～R8)1,600,000,000円
- ◆ 受 注 者 : 株式会社 三井E&S

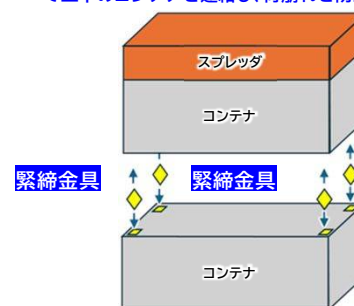
変更理由

荷役作業の効率性の向上を図るため、港湾利用者との協議結果、コンテナ専用吊具装置の上面に金具保管箱を追加設置することにより、575万3千円の増額となるもの。



緊締金具の使用イメージ

コンテナの四隅に緊締金具を差し込むことで上下のコンテナを連結し、荷崩れを防止

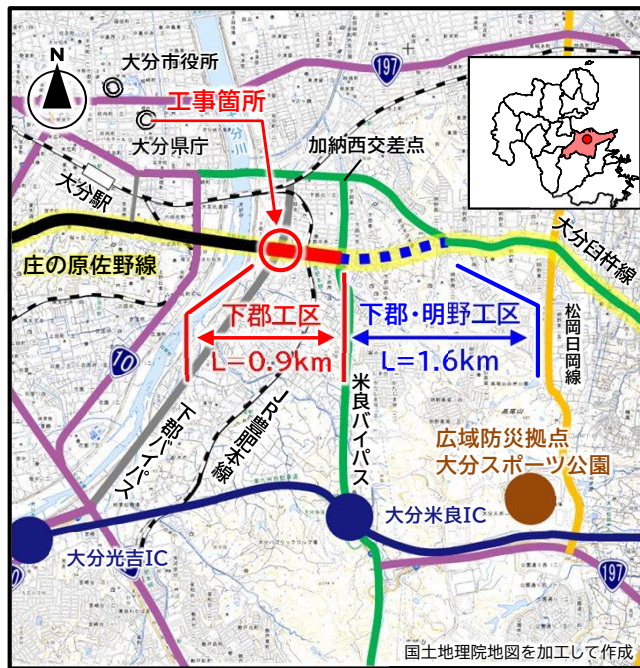


コンテナ船積載状況



船内でのコンテナ荷崩れ防止のために使用する緊締金具は、コンテナ下面に差し込まれたまま船内から陸揚げされ、岸壁側で金具を取り外した後、作業員が船に直接乗り込み、手渡しで金具を戻している状況。今回の追加設置により、コンテナクレーンで金具を運搬することで、作業員が船に直接乗り込むことなく、金具を戻すことが可能となり、荷役作業の効率性が向上。

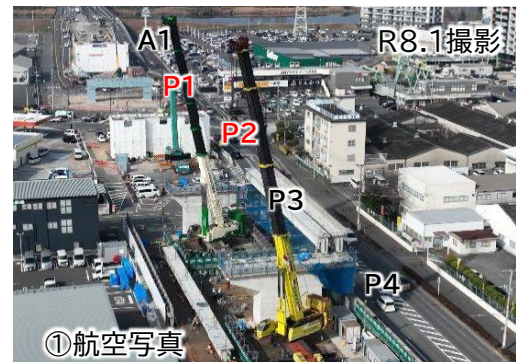
位置図



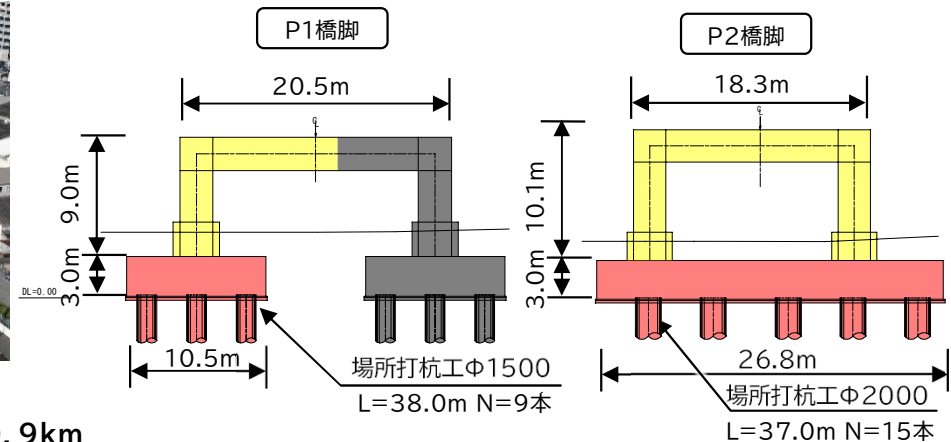
工事概要

- ・ 工 事 内 容 : P1橋脚 鋼製門型橋脚 橋脚躯体工、場所打杭工 N=9本(φ1500)
P2橋脚 鋼製門型橋脚 橋脚躯体工、場所打杭工 N=15本(φ2000)
- ・ 契 約 金 額 : (当初)662,969,296円(税込)
(変更)698,923,500円(税込)(35,954,204円の増額)
- ・ 工 期 : 令和6年9月26日 ~ 令和8年3月30日(工期変更なし)
- ・ 受 注 者 : 株式会社 佐伯建設

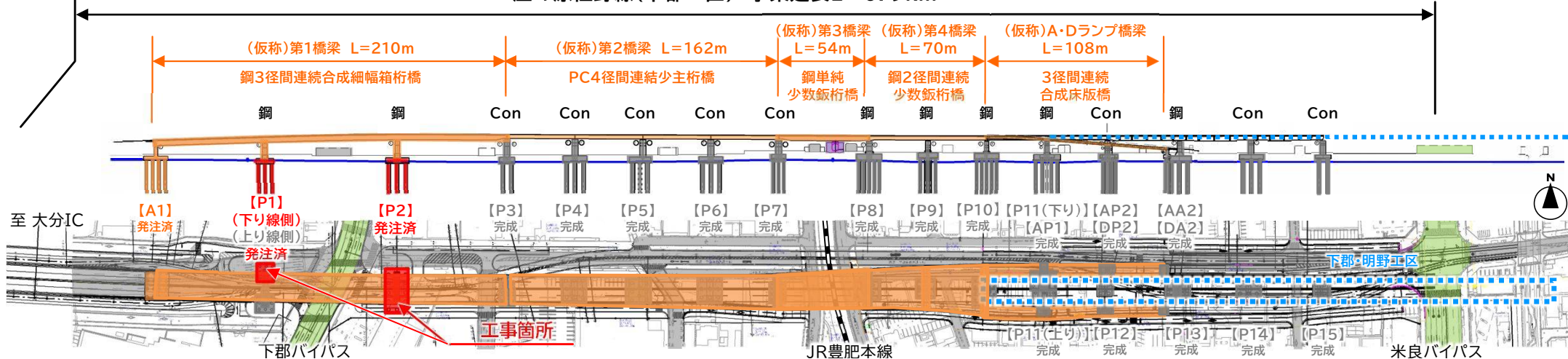
状況写真



橋脚構造図



庄の原佐野線(下郡工区) 事業延長L=0.9km



変更内容

【約36百万円の増額】

1. 掘削土の処分による増額・・・【+18百万円】

橋脚の掘削土は、隣接工事の盛土として流用する計画であったが、含水比が高い軟弱土で、盛土材として不適當であったため、本工事にて掘削土の処分を追加

掘削土仮置き状況



掘削土運搬状況



3. 現場環境改善費の追加による増額・・・【+9百万円】

大分県「現場環境改善 取扱要領」に基づき、現場環境改善費を追加計上

- 仮設備関係（監視カメラ・花壇など）
- 営繕関係（現場事務所の快適化など）
- 安全関係（熱中症対策など）
- 地域連携（デザイン工事看板など）

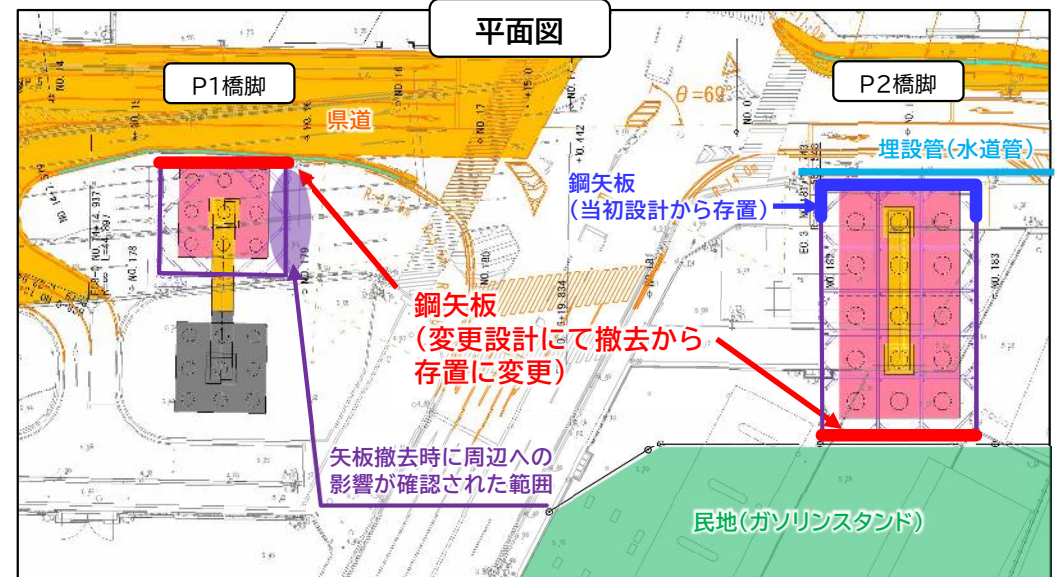
上記各項目ごとに1内容ずつ
（いずれか1項目のみ2内容）
の実施を発注者が確認

⇒「**現場環境改善費**」を計上
（変更設計）



2. 矢板の存置による増額・・・【+9百万円】

矢板は埋設水道管に影響がある箇所を除いて撤去する計画であったが、本工事の矢板撤去時に周辺地盤への影響が確認されたので、工法の再検討を行い、県道や民地に近接する矢板を存置した。



矢板撤去による周辺への影響



撤去による地盤の沈下で
生じた亀裂



陳 情			
受 付 番 号	1 9	受 付 年 月 日	令和 8 年 1 月 2 6 日
件名及び要旨	宇佐市院内町御沓字寺ノ迫の急傾斜地崩壊防止施設の工事について		
大分県宇佐市院内町御沓字寺ノ迫において大分県が実施している急傾斜地崩壊防止施設の工事において、現在、個人が所有する家屋に設置している私有物のブロック塀に、高さ約４０から５０センチメートルの砂利道が密着した状態で造成されている。 当該ブロック塀は、敷地境界を示す目的で設置されたもので、砂利道の荷重に耐えられる構造・設計にはなっていない。また、砂利道からの雨水の浸透により、ブロック塀の劣化や倒壊を早めるおそれがあるほか、雨水が敷地内へ流入し、浸水等の被害が発生する可能性がある。さらに、現在は空き家であるが、工事完了後は賃貸物件として使用する予定であるため、砂利道の荷重がかかったブロック塀が倒壊した場合、人命に関わる重大な事故につながるおそれがある。 については、早急に砂利道をブロック塀から離し、擁壁等の砂利道専用の支えを新たに設け、砂利道を自立させる構造へ是正していただきたい。			
提出者の住所 及 び 氏 名			
関 係 委 員 会	土木建築委員会		
備 考			

宇佐市院内町御沓字寺ノ迫の急傾斜地崩壊防止施設の工事について

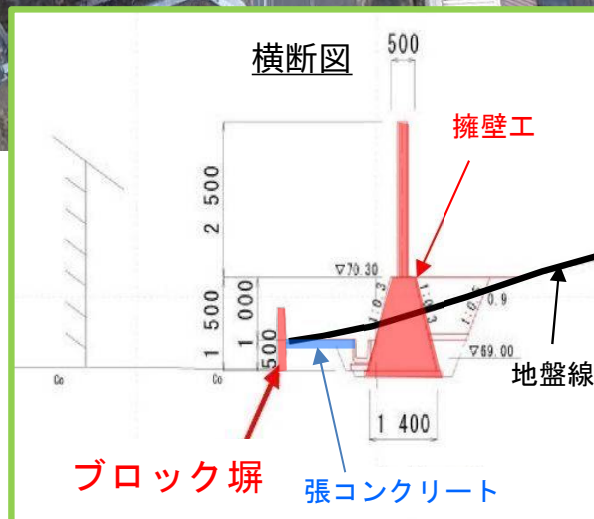
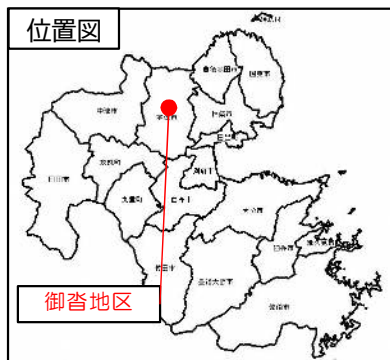
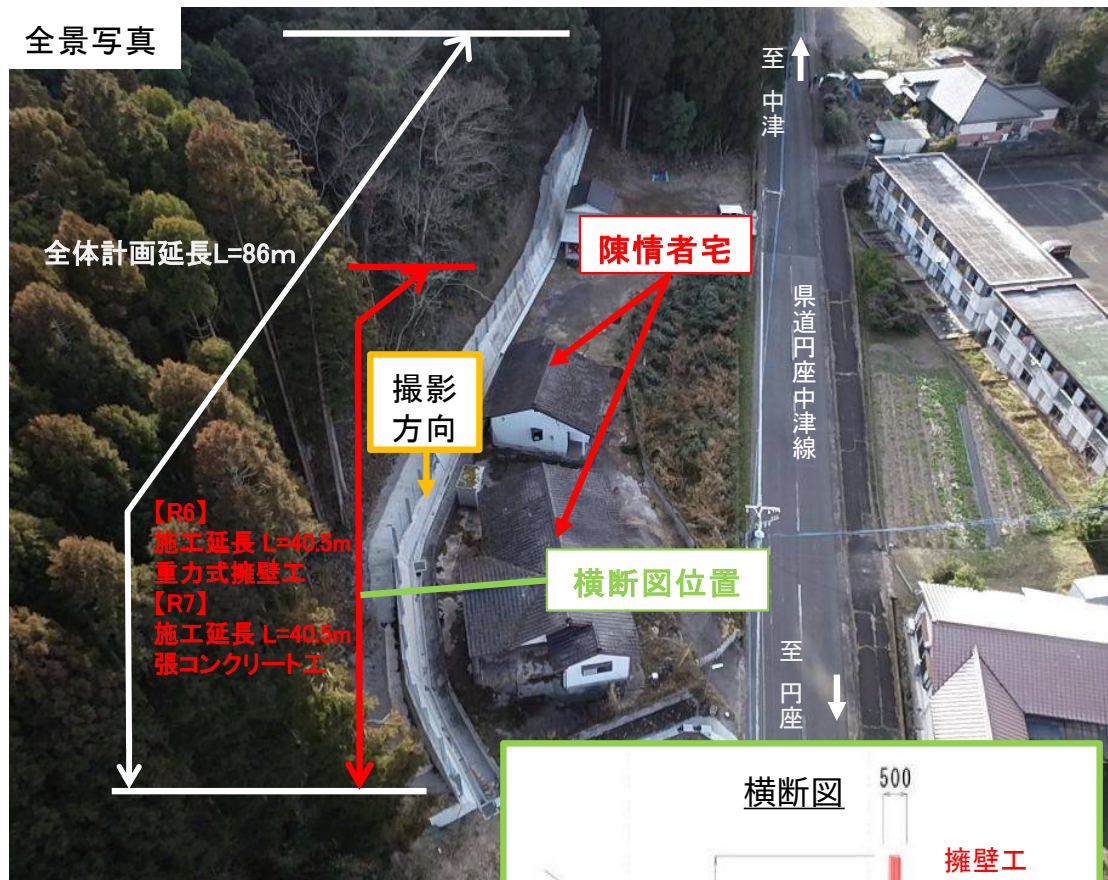
【 砂防課 】

【事業概要】

事業名 : 急傾斜地崩壊防止対策事業(御沓(みくつ)地区)

全体計画 : 擁壁工L=86m 事業期間 : 令和3年度～令和7年度

全景写真



写真①(施工前)



写真②(施工後)



1. 計画の概要と改定の背景

【海岸保全基本計画】

海岸保全基本計画は、海岸法により国が定めた「海岸保全基本方針」に基づいて、「防護」「環境」「利用」が調和した海岸の保全を総合的に推進するための計画



【今回の改定の背景】

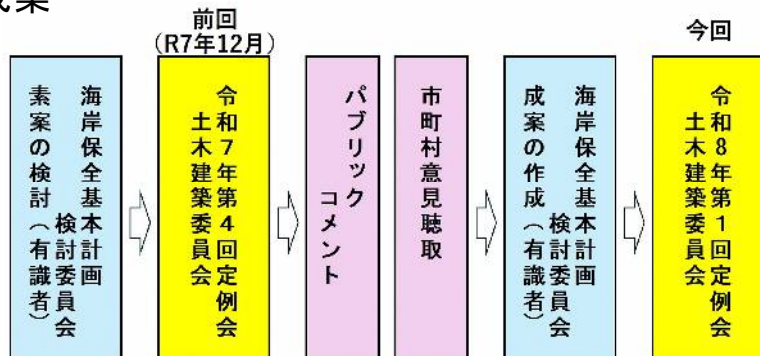
海岸保全基本方針（農林水産省・国土交通省）

「海岸保全を気候変動による影響を

考慮した対策へ転換する」

2. 改定までの流れ

12月の素案報告の後、パブリックコメントと市町村への意見聴取を実施し、有識者による検討委員会の諮問を経て成案



3. パブリックコメント・市町村からの主な意見

・「真玉海岸や粟嶋公園周辺の海岸景観が観光に活用されていることを“海岸利用”の項目に追加してほしい。」(豊後高田市)などの意見あり。

→福岡県や市町村間の記載内容のバランスを踏まえて反映

4. 検討結果と計画の改定内容

【気候変動の影響 検討結果】

・パリ協定目標と整合する「2100年2℃上昇ケース」で、「波浪」「高潮時の潮位偏差」「平均海面水位」の3つの計画外力の上昇量を検討

計画外力の上昇量（2100年時点）

●波浪

0cm上昇

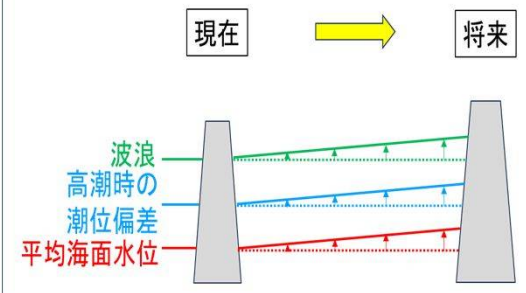
●高潮時の潮位偏差

0～5cm上昇

●平均海面水位

41cm上昇

〈 気候変動による外力変化のイメージ 〉



【計画の改定内容】

- ・計画外力は気候変動の影響を考慮して設定する。
- ・今後整備を行う海岸保全施設については、施設の供用期間中に予測される気候変動の影響を考慮した防護水準にて、段階的に整備を計画する。ただし、整備中の事業など防護効果の発現を急ぐ場合は、現行の計画により整備を進める。
- ・本計画改定以降においても、今後の新たな知見や観測データの蓄積に基づき、適宜防護水準の見直しを検討していく。

福岡県との調整の結果、公表は令和8年度の早期を予定

大分県耐震改修促進計画の策定について

土木建築部建築住宅課

計画の概要

【計画の目的】

本計画は、地震発生時における県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること

【計画の位置付け】

耐震改修促進法に基づく法定計画(第5条1項)

【策定理由】

現計画(平成28年度策定)が令和7年度末で期間満了を迎えること。国の基本方針(令和7年7月改正)と整合を図る必要があること。

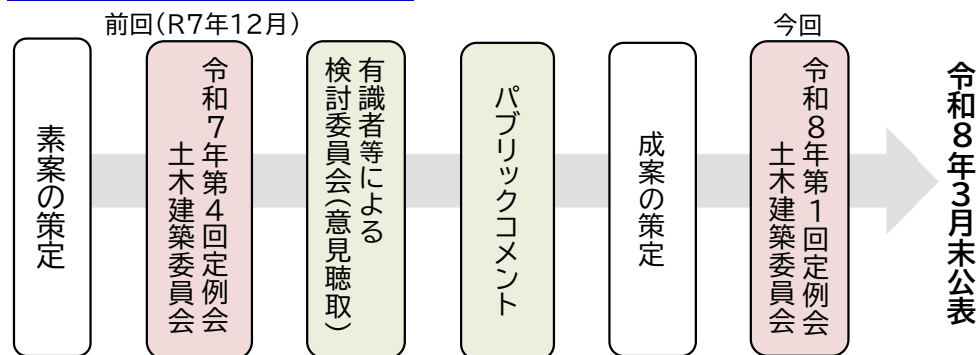
【計画期間】

令和8年度～令和17年度(10年間)

【耐震化の目標】

	現計画 (H28～R7)		次期計画 (R8～R17)	
	目標	実績	目標	
住宅	92%	88%	(R12) 95%	(R17) おおむね解消
要緊急安全確認 大規模建築物※	—	94%	(R12) おおむね解消	—

これまでの策定経過



主な意見

【有識者等による検討委員会】

S56～H12に建設された木造住宅の耐震化の促進。

計画反映
今後検討すべき課題として掲げる。

緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進。

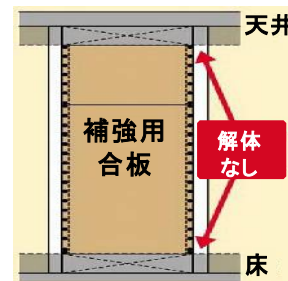
計画反映
今後検討すべき課題として掲げる。

主な施策と具体的な取組

(1)木造住宅の耐震化

■低コスト工法の普及

壁や床を解体せずに補強することにより、改修費を最大約3割削減可能な工法



内壁補強の例

技術者育成を通じて普及

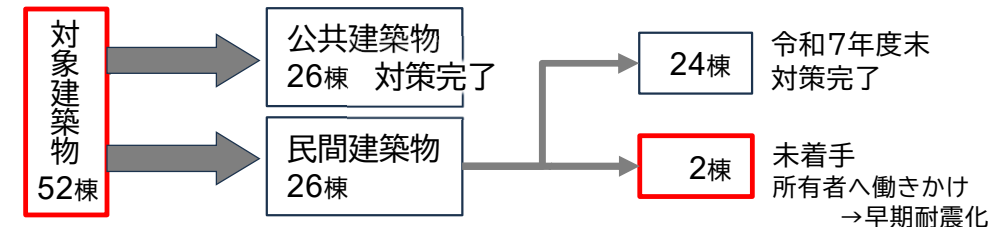
■補助制度の周知

R7年度から耐震改修補助を150万円までは自己負担なしに拡充

➡ これまで診断のみ行っている方などを中心に周知

従来	拡充後
補助率2/3 上限100万円	補助率10/10 上限150万円
自己負担	自己負担

(2)要緊急安全確認大規模建築物の耐震化



大分県賃貸住宅供給促進計画の策定について

土木建築部建築住宅課

計画の概要

【計画の目的】

高齢者や障がい者など、県内における住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居や、居住の安定を図るため、必要な施策を総合的かつ効果的に推進すること。

【計画の位置付け】

- ・「住宅セーフティネット法」に基づく法定計画(第5条第1項)
- ・県の住宅政策に関する理念や目標等を規定した「大分県住生活基本計画」の個別計画

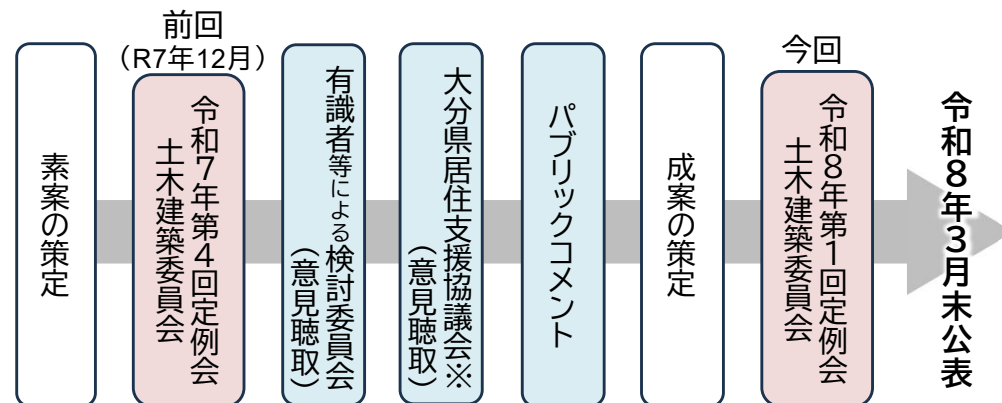
【策定理由】

- ・現計画(令和元年度策定)が令和7年度末で期間満了を迎えること。
- ・国の基本方針(令和7年7月改正)と整合を図る必要があること。

【計画期間】

- ・令和8年度～令和17年度(10年間)

これまでの策定経過



※大分県居住支援協議会
市町村、福祉団体、不動産関係団体、居住支援団体等で構成

主な意見

【有識者等による検討委員会】 (令和7年12月15日)

市町村ごとの居住支援協議会設立の目標設定が必要。

計画へ反映
令和15年度までに全市町村での協議会設立を目標設定

【大分県居住支援協議会】 (令和7年11月～12月)

バリアフリー化された賃貸住宅の普及促進が必要。

計画へ反映
家主等へバリアフリー住宅の重要性の理解を醸成し、普及推進

【パブリックコメント】 (令和7年12月22日～令和8年1月29日)

意見なし

主な施策と具体的な取組

【主な施策】

- 公的賃貸住宅の供給の促進 **【継続】**
- 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進 **【継続】**
- 民間賃貸住宅の管理の適正 **【継続】**
- 住宅確保要配慮者への福祉サービス等提供体制の確保 **【追加】**

【具体的な取組】



要配慮者が必要なサービスへ円滑につながる体制構築